

岡山県農業経営負担軽減支援資金実施要綱

知 事 通 知
制 定 平成13年8月27日付け組第297号
最終改正 令和5年4月1日付け組第47号

第1 趣旨

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するためには、意欲ある担い手に対し、個々の農業経営の実情に応じて、積極的な経営展開や負債整理に要する資金をきめ細かに融通することが重要である。

このため、農業経営の改善を積極的に推進しようとする農業者に対し、その障害となっている既往債務の負担の軽減を図るのに必要な資金として、農業協同組合等系統金融機関等が貸し付ける農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）第2に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）について利子補給を行い、もって、効率的かつ安定的な経営体の育成に資するものとする。

第2 資金の貸付条件について

本資金の貸付条件は、以下を基準とする。

1 貸付対象者

本資金の貸付対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる者とする。

(1) 個人であって、次の全ての要件を満たす者

ア 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であって、

- (ア) これまでの経営状況はどうなっているのか。
- (イ) 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか。
- (ウ) 経営改善計画は実行可能か。
- (エ) 経営改善計画が実行された場合に収支はどうなるか。
- (オ) 融資返済は可能か。

等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間には確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。

イ 農業所得が総所得の過半を占めていること。

ウ 貸付けを受ける者（その者が60歳以上である場合は、その後継者）が現に主として農業に従事（農業大学校に在学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

エ 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。

(2) 法人であって、次の全ての要件を満たす者

ア (1)のア及びエの要件を満たすこと。

イ 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。

- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定新規就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に協力する意向が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）

2 資金使途

本資金の使途は、営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借換え（例示すれば次のとおり。）とし、生活及び農外事業に必要なものとして借り入れた負債、営農負債かどうかその内容が不明な負債、営農勘定、買掛未払金等の貸越勘定（営農勘定等の固定化した部分（営農勘定から原価法、時価法等により評価した棚卸価格額を差し引いた額）を証書に書き換えた場合を除く。）等に係る負債は対象としない。

また、当該負債が制度資金（株式会社日本政策金融公庫が融通する資金、農業近代化資金、経営資金、その他国若しくは独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金若しくは国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金をいう。）である場合には、貸付利率が年5.0%以下のものは対象としない。

- (1) 農具、肥料、飼料、家畜その他農業経営に必要な資材若しくは施設を取得し、又は設置するのに必要な資金を借りたために生じた負債の借換え。
- (2) 農地若しくは採草放牧地（開発して農地又は採草放牧地の用に供されることが適当な土地を含む。）の改良、造成、取得又は復旧に必要な資金を借りたために生じた負債の借換え。

3 融資機関

本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農林中央金庫
- (3) 銀行

- (4) 信用金庫
- (5) 信用協同組合

4 貸付条件

本資金の貸付条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付限度額

貸付限度額は、2の営農負債の残高とする。

(2) 償還期限及び据置期間

ア 償還期限（据置期間を含む。以下同じ）は10年以内とし、据置期間は3年以内とする。

ただし、その他特に必要があると認められる場合（既往債務の年間償還額等からみて、償還期限を10年とした場合には、経営改善計画の実行及び資金の償還が極めて困難と認められる場合等）は、償還期限を15年以内とすることができる。

イ 次のいずれかに該当する者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に対する貸付けについては、償還期限を18年以内、据置期間を6年以内とすることができる。ただし、令和6年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

(ア) その主要な事業用資産について東日本大震災により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

(イ) その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

(3) 償還方法

ア 元金の償還は、原則として均等年賦償還とし、均等とならない場合は、その端数を初年度の償還額に加算するものとする。

イ 約定償還日は、原則として毎年6月20日又は12月20日のいずれかの日とする。

ウ 償還額の単位は、千円とする。

(4) 貸付利率

貸付利率は、農業近代化資金の貸付利率とする。

5 他の制度資金との関係

(1) 本資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）別添1第2に規定する大家畜・養豚特別支援資金と併せて貸し付けないものとする。

(2) 第2の1に掲げる者が本資金を借り入れる場合の借入申込手続については、基本要綱の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

6 利子補給の措置等

(1) 利子補給契約の締結

負担軽減支援資金の貸付けを行おうとする融資機関は、別に定める「岡山県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱」第3条の規定に基づき、あらかじめ知事と利子補給契約を締結するものとする。

(2) 利子補給率

利子補給の率は、金融市場における金融動向に応じて想定される融資機関の農業向け一般貸付金利と2の4の(4)の貸付利率との差とする。

(3) その他

東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）が発生した平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に利子補給承認が行われ、地震により著しい被害を受けた農業者等が借り入れる資金については、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「東日本大震災利子助成事業実施要綱」という。）に定めるところにより、第2の4の(4)に規定する利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を、公益財団法人農林水産長期金融協会（昭和39年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいう。）から、貸付後最長18年間、毎年度国の予算の範囲内で当該農業者に対して助成するものとする。

ただし、東日本大震災利子助成事業実施要綱第3の2の(1)のイに規定する間接被災者に融通される場合は、この限りではない。

第3 借入手続等

農業者の借入手続等は、岡山県農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年8月27日付け組第297号知事通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 借入希望者は、取扱融資機関等の助言・指導を得ながら経営改善計画書を作成し農業負債整理関係資金借入申込書（様式第1号）とともに取扱融資機関に提出するものとする。

また、岡山県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による保証を希望する場合には、債務保証委託申込書（借入申込書及び経営改善計画書の写しを添付したもの。以下同じ。）を併せて融資機関に提出するものとする。

- 2 融資機関は、経営改善計画書及び借入申込書について、借入申込者の経営能力及びそれを反映する経営状況をもとに、次の項目について責任を持って融資の判断を行うものとする。
 - (1) 経営改善計画に示された方向（改善点）で、真に経営が改善されるのか。
 - (2) 借入申込者の経営能力等からみて、経営改善計画は実行可能なのか。
 - (3) 経営改善計画が実行されれば、どの程度収益が改善し、その結果、融資の返済も可能となるのか。

- 3 融資機関は、借入申込者の経営能力等からみて、経営改善計画の達成の可能性・融資返済の可能性に疑問がある場合には、借入申込者に対し、1年間農業普及

指導センター、市町村等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）、1年後に再度判断を行うものとする。

- 4 融資機関は、融資を行わないときは、経営改善計画総括表により、借入申込者に対しその理由を説明するものとする。
- 5 融資機関は、借入希望者の借入申込書等の提出から1年半以内に全ての手続を終了させるよう努めるものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入申込者にその理由を通知するものとする。

第4 利子補給承認手続等

本資金に係る利子補給承認手続等は、次のとおりとする。

- 1 融資機関は、本資金の融資を実行しようとする場合には、速やかに農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書（様式第2号）及び経営改善計画に関する要件書（様式第3号）を作成し、これに借入申込書及び経営改善計画書の写しを添付し、借入申込者が主として農業経営を行う営農地の所在地又は借入申込者の住所地を管轄する県民局長（これにより難しい場合にあっては、関係者が協議を行い決定した県民局長。以下同じ）に提出するものとする。
- 2 県民局長は、内容を審査の上、利子補給の諾否を決定し、利子補給を承認する場合は農業経営負担軽減支援資金利子補給承認書（様式第4号）により、また、承認しない場合はその理由を付した文書により融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、融資を実行したときには、その旨を農業経営負担軽減支援資金貸付完了報告書（様式第5号）により、貸付完了日の属する月の末日までに県民局長に報告するものとする。
- 4 県民局長は、2の諾否の決定をしたとき及び3の報告を受けたときは、市町村及び基金協会（債務保証に付しているものに限る。以下同じ）に通知するとともに、知事にそれぞれの様式の写しを送付するものとする。

第5 その他

1 制度の運用

融資機関等は、第3の3に定める1年後に再度判断する決定に当たっては、原則として、経営能力・技術力の向上により真に経営改善計画の達成が見込まれる場合に限るものとする。

2 利子補給変更承認手続

- (1) 融資機関は、利子補給承認のあった貸付案件について承認の内容を変更しようとするとき又は借入辞退の申出があったときは、速やかに農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認申請書（様式第6号）を県民局長に提出するものとする。
- (2) 県民局長は、その内容について必要と認めた場合は、当該融資機関に農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認書（様式第7号）を交付するとともに、知事、市町村及び基金協会に様式の写しを送付するものとする。

3 貸付条件等変更完了報告書

- (1) 融資機関は、貸付金について、県民局長の承認を受けて承認内容を変更したときは、変更完了の日の属する月の翌月の10日までに農業経営負担軽減支援資金貸付条件等変更完了報告書(様式第8号)を県民局長に提出するものとする。
- (2) 県民局長は、知事、市町村及び基金協会に様式の写しを送付するものとする。

4 特例移動報告書

融資機関は、貸付金における特例移動(繰上償還、延滞発生、延滞償還)について、農業経営負担軽減支援資金特例移動報告書(様式第9号)により、当月中のものを取りまとめ翌月の10日までに県民局長を経由して知事に提出しなければならない。

5 融資残高移動報告書

融資機関は、融資残高の移動状況について、農業経営負担軽減支援資金融資残高移動報告書(様式第10号)により、翌年の1月末日までに県民局長を経由して知事に提出しなければならない。

附 則(平成13年8月27日付け組第297号)

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則(平成14年8月1日付け組第222号)

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日付け組第176号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日付け組第548号)

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年5月27日付け組第88号)

この要綱は、平成17年5月27日から施行し、改正後の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年3月31日付け組第523号)

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成18年6月8日付け組第88号)

この要綱は、平成18年6月8日から施行し、改正後の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年6月21日付け組第124号)

この要綱は、平成19年6月21日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平成20年5月8日付け組第58号)

この要綱は、平成20年5月8日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平成20年10月15日付け組第234号)

この要綱は、平成20年10月15日から施行し、改正後の規定は、同年10月1日から適用する。

附 則(平成20年12月18日付け組第311号)

この要綱は、平成20年12月18日から施行し、改正後の規定は、同年12月1日から適用する。

附 則(平成24年3月15日付け組第433号)

1 この要綱は、平成24年3月15日から適用する。

2 この要綱の適用前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則(平成24年4月6日付け組第41号)

この要綱は、平成24年4月6日から適用する。

附 則 (平成25年4月12日付け組第 32号)

この要綱は、平成25年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年4月1日付け組第 28号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日付け組第 13号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日付け組第 19号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月14日付け組第 15号)

この要綱は、平成29年4月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年4月19日付け組第 38号)

この要綱は、平成30年4月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年4月1日付け組第 41号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日付け組第 31号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日付け組第 69号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日付け組第 57号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日付け組第 47号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。